

4 第43条《特定設備等の特別償却》関係

【改正の概要】

平成29年度の税制改正において、特定設備等の特別償却制度について、青色申告法人のうち自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するものが、その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車につき、一定の期間内に取得等をして、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、その自動車の取得価額の20%の特別償却ができることとされた（措法43①）。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている（措法68の16）。